

新宿区立図書館運営協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 新宿区立図書館(以下「館」という。)の運営及び館のサービスに関して必要な検討を行うため、新宿区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が次条に定める委員の参加を求め、新宿区立図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

(構成員)

第 2 条 協議会は、17人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 公募区民 | 4人以内 |
| (3) 新宿区社会教育委員 | 2人以内 |
| (4) 障害者団体の推薦を得た者 | 1人以内 |
| (5) 図書関係団体の推薦を得た者 | 2人以内 |
| (6) 新宿区立小学校長会又は新宿区立中学校長会の推薦を得た者 | 1人以内 |
| (7) 館職員 | 4人以内 |

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、新宿区社会教育委員が不在となった場合は、前任者が出席することを妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長 1 人及び副会長 2 人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人あるときは、あらかじめ会長の指定した順位により副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、年 4 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 協議会の会議は、公開する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(会議の記録の作成)

第 7 条 協議会の会議は、その概要を記録し公開する。

2 前条ただし書の規程により非公開とした会議の記録は公開しない。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、中央図書館が行う。

(委任)

第 9 条 この要綱の実施について必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。